

令和元年

綾瀬市議会5月臨時会議案

綾瀬市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
2 2	専決処分の承認について（綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例）	1
2 3	専決処分の承認について（綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	4



専決処分の承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

令和元年 5 月 1 5 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

介護保険法施行令の改正に伴い、綾瀬市介護保険条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市介護保険条例（平成12年綾瀬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「23,300円」を「18,900円」に改め、同項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,900円」とあるのは、「27,700円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,900円」とあるのは、「37,600円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成31年3月29日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

介護保険法施行令の改正に伴い、綾瀬市介護保険条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和元年5月15日提出

綾瀬市長 古塩政由

(提案理由)

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和32年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の綾瀬市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成31年3月29日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。